

千葉市創業支援補助金交付要綱

千葉市創業支援補助金交付要綱の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 会社設立型（第3条―第12条）
- 第3章 第三者承継型（第13条―第22条）
- 第4章 雑則（第23条・第24条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 市長は、本市における創業（第三者承継による創業を含む。）を促進するため、認定特定創業支援等事業による支援を受け、経営に関する基礎知識を習得した創業者に対し、会社の設立及び第三者承継に必要な経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。
- （2）中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当する会社又は個人をいう。
- （3）大企業 中小企業者以外の会社をいう。
- （4）みなし大企業 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 発行株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（ベンチャーキャピタルを除く。以下本号において同じ。）が所有し、又は出資している中小企業者
 - イ 発行株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有し、又は出資している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - エ 大企業が、実質的に経営を支配（例：大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合又は大企業及びその子会社等が議決権について指示できる場合）する力を有しているとみられる中小企業者
- （5）創業 次のいずれかに該当する行為をいう。
 - ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。
 - イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
- （6）第三者承継 会社又は個人事業主が、経営者の親族及び従業員以外の者に事業を承継することをいう。ただし、会社が行う事業の承継であって、事業譲渡によるものを除く。

- (7) 会社設立型 この要綱に基づく補助制度のうち、会社の設立に係る経費を補助するものをいう。
- (8) 第三者承継型 この要綱に基づく補助制度のうち、第三者承継に係る経費を補助するものをいう。
- (9) 認定特定創業支援等事業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項第1項第1号に規定する認定特定創業支援等事業をいう。
- (10) 認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定に基づき市町村の長が交付する証明書をいう。
- (11) 会計年度 各年の4月1日から翌年3月31日までをいう。

第2章 会社設立型

（補助事業者）

第3条 会社設立型の補助金交付の対象となる者（以下本章において「補助事業者」という。）

は、第6条の規定による交付申請を行う時点において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 認定特定創業支援等事業による支援を受けた者が代表者であり、かつ当該代表者によって設立された株式会社又は合同会社であること。
- (2) 前号の認定特定創業支援等事業による支援が終了した日の翌日から起算して2年以内であること。
- (3) 既に個人事業主又は会社、一般社団法人その他の法人の代表者として事業を行っていた者が設立した会社にあつては、事業を開始した日（当該者が個人事業主及び法人の代表者として引き続き事業を行っていた場合は、事業を開始した日のうち最も早い日）の翌日から起算して2年以内であること。
- (4) 市内に本店を設置している会社であること。
- (5) 令和8年4月1日以降に成立した会社であること。
- (6) 会社成立日の翌日から起算して90日以内であること。
- (7) 市町村民税及び特別区民税（延滞金を含む。）に滞納がないこと。
- (8) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、健康保険法（大正11年法律第70号）その他関連法規等に基づく届出、申請、認定等の事務が適正に行われていること。
- (9) 労働基準法（昭和22年法律第49号）に抵触しないこと。
- (10) フランチャイズ契約を締結し、実施する事業でないこと。
- (11) 補助金の交付を受けた後、市内で事業を継続する意思があること。
- (12) 本補助金により、会社設立時の登録免許税に係る補助を受けたことがないこと。
- (13) 第7条第1項の規定による補助金交付決定の日以降、市が行う照会等に積極的に協力する意思があること。
- (14) 大企業及びみなし大企業に該当しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した者は、補助事業者の資格を失うもの

とする。

- (1) 千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
- (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (4) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者
- (5) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者
- (6) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて市の信用を棄損し、あるいは市の業務を妨害する行為を行う者及び恐れのある者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- (8) 公序良俗に反する事業を行う者やアダルトサイト、出会い系サイト、マルチ商法、情報商材、ギャンブル等の公的な支援の対象として、不適切な事業を行う者
- (9) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (10) 前各号に準ずる行為を行う者

（補助対象経費）

第4条 会社設立型の補助金の交付対象となる経費（以下本章において「補助対象経費」という。）は、会社の設立の登記に係る登録免許税及び定款認証手数料とする。ただし、他の機関又は制度による補助、助成、減免等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第80条第3項の規定による登録免許税の軽減を除く。）を受けた経費を除く。

（補助金の額）

第5条 会社設立型の補助金の額は、別表第1に定める額を限度とし、当該年度の予算の範囲内において交付する。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第6条 会社設立型の補助金の交付を申請する者（以下本章において「申請者」という。）は、市長の指定する期日までに、千葉県創業支援補助金（会社設立型）交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 設立した会社の商業登記に係る履歴事項全部証明書の写し
- (2) 千葉県税情報閲覧同意書（様式第2号）（直近の納税先市区町村が千葉県以外である場合は、市町村民税又は特別区民税の滞納無証明書又は直近の納税証明書）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書（千葉県以外の創業支援等事業計画に基づく認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合に限る。）
- (5) 既に個人事業主又は会社、一般社団法人その他の法人の代表者として事業を行っていた者が設立した会社にあつては、開業届の写しその他の事業を開始した日（当該者が個人事業主及び

法人の代表者として引き続いて事業を行っていた場合は、事業を開始した日のうち最も早い日)の分かる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付予定額が、予算の範囲を超えると判断した場合は、前項の規定にかかわらず交付申請の受付を終了することができる。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、書類審査及び必要な調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、交付の決定及び額の確定をし、千葉県創業支援補助金(会社設立型)交付決定兼額確定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、千葉県創業支援補助金(会社設立型)不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定をする場合において、必要な条件を付することができる

(補助金交付申請の取下げ)

第9条 申請者が、第6条第1項の補助金の交付申請の取下げを行う場合は、千葉県創業支援補助金(会社設立型)交付申請取下書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第10条 第7条の規定による補助金交付決定通知及び額確定通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を請求しようとするときは、千葉県創業支援補助金(会社設立型)交付請求書(様式第7号)に、次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 千葉県創業支援補助金(会社設立型)交付決定兼額確定通知書(様式第4号)の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が、規則第17条第1項に該当すると認められる場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 市税(延滞金含む。)、使用料その他公課を滞納したとき。

(2) 事業所の操業に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。

(3) 第3条第2項に規定する事項のいずれかに該当したとき。

(4) その他市長が補助金交付すること又は交付したことが不相当と認めるとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても、適用するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すときは、千葉県創業

支援補助金（会社設立型）交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定等を取り消した場合において、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるときは、千葉市創業支援補助金（会社設立型）返還命令書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

第3章 第三者承継型

（補助事業者）

第13条 第三者承継型の補助金の交付の対象となる者（以下本章において「補助事業者」という。）は、第16条の規定による交付申請を行う時点において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（1）市内に主たる拠点（個人事業主にあつては主たる事業所、会社にあつては本店をいう。以下同じ。）を置く個人事業主又は会社から、第三者承継に係る最終合意契約を締結した上で事業の承継を受け、市内に主たる拠点を置いて当該事業を行う者であること。

（2）次のいずれかに該当する者であること。

ア 認定特定創業支援等事業による支援を受けた個人であつて、個人事業主の代表者として事業を営んでおり、事業を開始した日（当該者が個人事業主及び法人の代表者として引き続いて事業を行っていた場合は、事業を開始した日のうち最も早い日）の翌日から起算して2年以内のもの

イ 認定特定創業支援等事業による支援を受けた者が代表者であり、かつ当該代表者によって設立された会社であつて、会社成立日の翌日から起算して2年以内のもの。ただし、既に個人事業主又は会社、一般社団法人その他の法人の代表者として事業を行っていた者が設立した会社にあつては、事業を開始した日（当該者が個人事業主及び法人の代表者として引き続いて事業を行っていた場合は、事業を開始した日のうち最も早い日）の翌日から起算して2年以内であること。

（3）前号の認定特定創業支援等事業による支援が終了した日の翌日から起算して5年以内であること。

（4）市町村民税及び特別区民税（延滞金を含む。）の滞納がないこと。

（5）雇用保険法、厚生年金保険法、健康保険法その他関連法規等に基づく届出、申請、認定等の事務が適正に行われていること。

（6）労働基準法に抵触しないこと。

（7）個人が申請する場合、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと。

（8）フランチャイズ契約を締結し、実施する事業でないこと。

（9）補助金の交付を受けた後、市内で事業を継続する意思があること。

（10）本補助金（第三者承継型の補助金に限る。）の交付を受けたことがないこと。

（11）第17条第1項の規定による補助金交付決定の日以降、市が行う照会等に積極的に協力する意思があること。

(12) 大企業及びみなし大企業に該当しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した者は、補助事業者の資格を失うものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者
- (2) 会社にあつては、代表者又は役員が暴力団員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (4) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者
- (5) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者
- (6) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて市の信用を棄損し、あるいは市の業務を妨害する行為を行う者及び恐れのある者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う者
- (8) 公序良俗に反する事業を行う者やアダルトサイト、出会い系サイト、マルチ商法、情報商材、ギャンブル等の公的な支援の対象として、不適切な事業を行う者
- (9) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (10) 前各号に準ずる行為を行う者

(補助対象経費)

第14条 第三者承継型の補助金の交付の対象となる経費（以下本章において「補助対象経費」という。）は、交付申請日の属する会計年度内に支払いが完了した第三者承継に係る経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) マッチングプラットフォーム登録料、成約手数料
- (2) デューデリジェンス（承継された者に対する適正調査）の実施に係る報酬
- (3) 第三者承継の仲介を行う事業者を支払う仲介料、成功報酬
- (4) 官公庁に提出する書類の作成を司法書士又は行政書士に依頼する場合における報酬
- (5) 第三者承継に伴う登記事項の変更に係る登録免許税
- (6) 株式譲渡契約又は事業譲渡契約に係る契約書の作成を弁護士その他の専門家に依頼する場合における謝金
- (7) 前各号に掲げる経費の類似し、かつ、第三者承継に必要であると市長が認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象経費とはしないものとする。

- (1) 他の機関又は制度において助成を受けた経費
- (2) 租税公課（商業登記に係る登録免許税を除く。）
- (3) 公的な支援の対象として、市長が不相当と認める経費

(補助金の額)

第15条 第三者承継型の補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額で、30万円を限度とし、当該年度の予算の範囲内において交付する。

2 前項の規定により補助金の額を算定する場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第16条 第三者承継型の補助金の交付を申請する者(以下本章において「申請者」という。)

は、市長の指定する期日までに、千葉市創業支援補助金(第三者承継型)交付申請書兼実績報告書(様式第10号)に、別表第2に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金の交付予定額が、予算の範囲を超えると判断した場合は、前項の規定にかかわらず交付申請の受付を終了することができる。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第17条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、書類審査及び必要な調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、千葉市創業支援補助金(第三者承継型)交付決定兼額確定通知書(様式第14号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、第三者承継型の補助金を交付しない決定をしたときは、千葉市創業支援補助金(第三者承継型)不交付決定通知書(様式第15号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第18条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(補助金交付申請の取下げ)

第19条 申請者が、第16条第1項の補助金の交付申請の取下げを行う場合は、千葉市創業支援補助金(第三者承継型)交付申請取下書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第20条 第17条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者が、第三者承継型の補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市創業支援補助金(第三者承継型)交付請求書(様式第17号)に、次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 千葉市創業支援補助金(第三者承継型)交付決定兼額確定通知書(様式第14号)の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等の取消し)

第21条 市長は、補助事業者が、規則第17条第1項に該当すると認められる場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 市税(延滞金含む。)、使用料その他公課を滞納したとき。
- (2) 事業所の操業に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。
- (3) 第13条第2項に規定する事項のいずれかに該当したとき。
- (4) その他市長が補助金交付すること又は交付したことが不相当と認めるとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても、適

用するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すときは、千葉市創業支援補助金（第三者承継型）交付決定取消通知書（様式第18号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第22条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定等を取り消した場合において、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるときは、千葉市創業支援補助金（第三者承継型）返還命令書（様式第19号）により、補助事業者に通知するものとする。

第4章 雑則

（補助金の経理）

- 第23条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る経理について明確にした帳簿書類を整理保管し、補助対象期間の属する年度の翌月初日から起算して3年間保存しなければならない。

（その他）

- 第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年5月29日から施行する。
（会社設立型の補助金の申請時期に係る特例）
- 2 令和8年4月1日から令和8年5月31日までに成立した会社については、第3条第1項第6号の規定は適用しない。
- 3 令和8年4月1日から令和8年5月31日までに成立した会社に対する第6条第1項の適用については、同項中「市長の指定する期日」とあるのは、「令和8年8月31日」に読み替えるものとする。

別表第1 会社設立型の補助金の限度額（第5条関係）

区分		限度額
会社の設立の登記に係る登録免許税	株式会社	75,000円
	合同会社	30,000円
定款認証手数料	株式会社	50,000円

別表第2 交付申請書兼実績報告書添付書類（第三者承継型）（第16条関係）

共通	<p>(1) 千葉県創業支援補助金（第三者承継型）交付申請額内訳書（様式第11号）</p> <p>(2) 補助対象経費の支払いを証明する書類</p> <p>(3) 直近の納税先市区町村が千葉市の場合 千葉県税情報閲覧同意書（様式第12号） 直近の納税先市区町村が千葉市以外の場合 市町村民税又は特別区民税の滞納無証明書又は直近の納税証明書</p> <p>(4) 誓約書（様式第13号）</p> <p>(5) 認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明（千葉市以外の認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合に限る。）</p> <p>(6) 第三者承継に係る最終合意書の写し</p> <p>(7) 承継された者の主たる拠点を記載した商業登記に係る登記事項証明書、開業届、許認可証その他の官公庁に提出した書類又は官公庁が作成した書類の写し</p>
会社	<p>(8) 会社の登記事項証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）</p> <p>(9) 国又は県に提出した開業届の写し（会社設立前に個人事業主として事業を行っていた場合に限る。）</p> <p>(10) 市に提出した法人等設立・設置届出書の写し</p> <p>(11) その他市長が必要と認める書類</p>
個人	<p>(12) 住民票の写し</p> <p>(13) 国又は県に提出した開業届の写し（個人事業主の者に限る。）</p> <p>(14) その他市長が必要と認める書類</p>